

教育繰越金取扱い規定

(目 的)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワークスコープちば（以下、「本法人」という。）における教育繰越金の取り扱いについて規定し、円滑かつ有効な活用を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 教育繰越金は、理事会および本法人の定款27条に定める安全衛生委員会、賃金労働委員会、学習研修修員会、社会連帯委員会が主催する下記の項目の支出に適用される。

- ・ 新人研修、責任者研修、理事研修 にかかる費用
- ・ 個人情報保護、ハラスメント、安全衛生 等に関する組合員全般への啓発活動にかかわる費用
- ・ 組合員同士の事業、業務などの交流にかかる費用
- ・ 本法人の活動や取組みを広く告知するためにセミナー、イベントにかかる費用
- ・ 労働者協同組合の普及啓発に関するセミナー、イベントにかかる費用

(経理区分)

第3条 上記支出における経理上の科目分類の判別は事務局長が行う。

(その他)

第4条 教育繰越金は欠損のてん補に充てることはできない。

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規定は、2024 年 1 月 13 日から施行する。